

労働者派遣法を派遣労働者保護法へ抜本改正することを求める決議

- 1 1985年に制定された労働者派遣法は、雇用の多様化・流動化を求める財界の要望にそって度重なる改悪がおこなわれ、派遣労働者を劣悪かつ不安定な労働条件の下に追いやった。とりわけ日雇い派遣やスポット派遣の労働者は使用者からモノ扱いされ、人間としての尊厳を脅かされている。

年収200万円以下というワーキングプア状態に置かれた労働者が1000万人を超えているが、この背景には320万人を超えるにいたった低賃金かつ無権利状態を強いられている派遣労働者の増大がある。

- 2 そもそも、雇用の基本は、「雇用主が使用者である」直接雇用である。「雇用主と使用者が分離している」間接雇用は、使用者責任があいまい化し、中間搾取や強制労働が生じやすく、労働者供給事業として本来全面的に禁止されていた。

ところが、政府・財界は、「多様な働き方の尊重」という口実のもと、一連の構造改革・規制緩和路線の労働法制版として、派遣法の制定・改悪をはじめ労働法の改悪を押し進め、雇用の多様化・流動化・非正規化を強行した。これにより、派遣労働者をはじめとする非正規労働者は労働者全体の3分の1を超え、青年・女性労働者においては2分の1を超えている。そして、派遣の職場においては、労災隠しや二重派遣、偽装請負などの違法行為も蔓延するに至っている。

- 3 しかし、人間らしく働くルールを求める労働者、青年、女性、学者、法律家などの運動の盛り上がりや、違法行為を続ける派遣元及び派遣先を告発する取組の前進などにより、マスメディアも貧困と格差の問題に光をあてつつある。

特に、困窮を余儀なくされている青年労働者の間では、「蟹工船」の描き出した「生命の危険すらある過酷な労働とたたかいて立ち上がる労働者の姿」に対し、時代を超えて共感の輪が広がり、全国各地で「青年ユニオン」を結成し拡大するなど、新たな連帯とたたかいがひろがっている。

- 4 派遣労働者が人たるに値する生活を営めるようにするためには、まず、「労働者派遣は、臨時的・一時的なものであり、常用雇用の代替としてはならない」との原則を厳守した抜本改正を行うべきである。

そして、①究極の流動雇用形態である日雇い派遣を禁止すること、②登録型派遣は現行の専門26業務を見直し、賃金や安全衛生などの労働条件上不利益が及ぶ危険の少ない業務に限定すること、③派遣先労働者との賃金、福利厚生などの労働条件での均等待遇を図ること、④派遣元が取得するマージン率に上限規制を設けること、⑤期間制限違反、偽装請負などの違法派遣があった場合に、派遣先との直接の雇用契約が成立したとみなす規定を設けることなどを盛り込んだ抜本的な改正が焦眉の課題である。

- 5 本年9月24日には労働政策審議会による建議が出された。しかし、建議は、①18業務もの日雇派遣を認め、それ以外の日雇派遣禁止業務についても30日を1日でも超えれば禁止の対象外とする点、②登録型派遣を全面的に認める点など、規制がまったく不十分である。逆に、建議は、③期間の定めのない雇用契約の派遣労働者について、雇用契約申込義務の適用対象から除外し、かつ、事前面接などの特定行為を可能としている点など、現行法を改悪する提案をしており、到底容認できない。

- 6 自由法曹団は、貧困の連鎖を断ち切り、人間らしく働くルールを確立するため、現行の労働者派遣法を派遣労働者保護法に抜本的に改正することを強く要求する。

2008年10月20日

自由法曹団2008年総会